

地域づくりを応援！！ ～安心してください 見つけますよ～

上月 大介¹

¹近畿地方整備局 河川部 河川計画課 （〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44）

近畿地方整備局では地域づくり団体を応援するために表彰状（手づくり郷土賞、ゆめづくりまちづくり賞）の贈呈や発表会（関西元気な地域づくり発表会）を開催している。表彰状を贈呈することで、活動内容の素晴らしさを周囲に認めてもらうことができ、発表会を開催することで、活動内容を周囲に知ってもらうことが出来る。さらに参加団体との交流から新たなヒラメキが生まれるなどの効果もある。そのため、多くの地域づくり団体に参加してもらうことが地域づくり団体の応援につながることから、多くの団体に応募して頂く取組みについて考察する。

キーワード 地域づくり支援，表彰制度，官民連携，地域活性

1. はじめに

これまで、近畿地方整備局では、手づくり郷土賞は昭和61年から30回、ゆめづくりまちづくり賞は平成20年から8回、関西元気な地域づくり発表会は平成17年から11回、実施することで地域づくり活動を応援してきた。

表彰状を受賞した団体からは「自分たちの活動が認められてうれしい」「モチベーションがあがる」との声を、発表会に参加された団体からは「自分たちの活動を伝えることが出来た」「交流が生まれた」との声を、頂くなどインセンティブの付与が確認できる。

このため、沢山の地域づくり団体の方々に、表彰への挑戦や発表会への参加を促し、活動の発展に貢献したいと考えているが、近年、応募数は停滞傾向にある。

一方、地域づくり団体の数は増加しているため、多くの方々に行き届く周知ができれば、地域づくり団体の方々をもっと応援できるはずである。

そこで、周知の仕方を、「募集して待つだけの受け身」から「頑張っている団体を探すとの攻め」の姿勢へと変換し、地域づくり団体へ直接周知する手法や地方公共団体の担当者の意識改革を促すなど、多様な取り組みを実施した。結果、例年を大幅に上回る活動団体からの応募があり、活動の発展に貢献することができた。

そこでこの取組みを紹介するとともに、今後の課題について考察する。

2. 地域づくり支援の紹介

まず、近畿地方整備局が実施する3つの地域づくり支援について紹介する。

（1）手づくり郷土（ふるさと）賞について

近畿各地には、その地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりに成功している事例が見受けられる。

このような、地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりをもつ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介することにより、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組みが一層推進されることを目指すものである。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成27年度で30回目を迎えた国土交通大臣表彰で、社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体、又は社会資本を管理する地方公共団体と共同で応募することが出来る。

表彰は、地域の魅力や個性を創出している、社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果に贈る「一般部門」と、これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動に贈る「大賞部門」がある。

審査は、①社会資本の整備・維持管理・利活用にあたった創意・工夫、②地域活動における創意・工夫、取組の独創性、③地域づくりへの成果及び波及効果、④今後の活動の継続性・発展性、⑤他の参考となるような先

進性・先導性等の視点、から行われ選定された団体を対象に表彰式を開催している。

平成27年度からは「一般部門」において応募者によるプレゼンテーションや公開審査など、新たな取り組みにも取り組んでいる。



資料-1 チラシ(表)



資料-2 チラシ(表)



写真-1 表彰式の様子

(2) ゆめづくりまちづくり賞について

活力があり豊かで快適な都市を目指した取り組みは、国民全体が目指すべきまちづくりの目標であり、地域の大切な資産になるものであると同時に、都市の進展の重要な要素となる。

「ゆめづくりまちづくり賞」は、決められた募集テーマに即した、個人や団体、企業、行政において行われているまちづくりや地域づくりの取り組み事例を募集し、その中で特に優れたものについて表彰を行い、広く紹介していくことで、関西におけるよりよい都市形成や地域活性化に向けた取り組みが進展することを目指すものである。

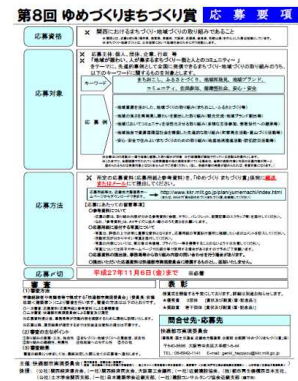
平成20年度に創設され、平成27年度で8回目を迎えた、建築家の安藤忠雄氏を委員長とする快適都市実現委員会(近畿地方整備局が事務局)からの表彰で、近畿2府5県(福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)や周辺地域におけるまちづくり・地域づくりの取り組みであれば応募することが出来る。

表彰は、先進的事例として全国に発信できる取り組みである「優秀賞」と、それに準じた「奨励賞」がある。審査は、①取り組みの創意・工夫、独自性、②まちづくり・地域づくりへの貢献度、波及性、③取り組みの継続

性、発展性、④他地域へのモデル性等の視点から行われ、選定された団体を対象に表彰式を開催している。



資料-3 チラシ(表)



資料-3 チラシ(表)



写真-2 表彰式の様子

(3) 関西元気な地域づくり発表会について

関西の強みである歴史と文化遺産の豊富さを活かし、関西のブランド力や文化力を総合的に向上させるため、多様な主体が相互に連携した取り組みを進めている。

本発表会では、関西各地の多様な地域資源を活かし、地域づくり・まちづくりに取り組んでおられる活動団体から取組事例をご紹介頂き、活動団体相互の交流を図り更なる発展・向上を促し、これらの取組みを連携し情報発信することで、地域づくりの輪がよりいっそう広がることを目指すもの。

一般の方々も傍聴可能な発表会となっており、基調講演・分科会・全体会議(平成27年よりポスターセッション)からなる。第1部の基調講演では、講師をお招きし地域づくりを向上させるヒントとなる講演を行う。第2部の分科会では、各団体から順番に活動内容を発表して頂く。第3部の全体交流会では、分科会の発表者が一同に集まり、地域づくりのあり方について意見交換を行う。

平成17年度に創設され、平成27年度で10回目を迎えた、田端和彦教授をはじめとしたアドバイザー・コメンテーターによる「関西元気宣言」発信運動本部が主催(近畿地方整備局が事務局)する発表会で、近畿2府5県(福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良

県・和歌山県）や周辺地域における地域づくり・まちづくりに積極的に取り組む活動団体であれば応募することが出来る。

平成27年度からは、発表者が他の団体や聴講者の方々と直接対話し情報交換や交流を深めるポスターセッションや分科会とポスターセッションの発表内容を総合的に評価して、その評価が高かった団体を表彰（最優秀賞・優秀賞）するなど、新たな取り組みも実施している。



資料5 チラシ (表)



資料6 チラシ (表)



写真-3 表彰式の様子

3. これまでの周知方法について

多くの地域づくり団体を支援するためには、近畿地方整備局が実施している地域づくり支援を、広く理解して頂く必要がある。

そのため、これまで以下の方法にて、地域づくり団体へ直接的、間接的に周知を行って来た。

①新聞を通じた周知

記者発表を行いマスコミへ情報提供する。記者発表の際には近畿地方整備局の記者クラブ（近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ）だけでなく、近畿2府5県の記者クラブと調整して同じタイミングで周知する。

②地方公共団体を通じた周知

応募内容を周知するチラシやポスターを作成し、近畿2府5県4政令市近畿2府5県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・神戸市・堺市・京都市・大阪市）の各事務所や関連施設において周知する。

③近畿地方整備局の各事務所を通じた周知

応募内容を周知するチラシやポスターを作成し、近畿地方整備局の33の事務所や関連施設において周知する。

④近畿地方整備局が周知

近畿地方整備局のHPにおいて周知するとともに、近畿地方整備局が行っている下記メールマガジンにおいて周知する。

- ・スマイル便（約400通）

過去にご応募頂いた団体に地域づくり情報提供

- ・ニュースレター（約150通）

各市町村に定期的に整備局の取組を情報提供

- ・近畿ゆめ通信（約250通）

各市町村に定期的に最近のトピックを情報提供

これらの方法にて周知したこれまでの応募数を次に示す。

4. これまでの応募数について

平成21年度より平成25年度までの平均の応募数は、手作り郷土賞が表-1のとおり平均6件、ゆめづくりまちづくり賞が表-2のとおり平均15件、関西元気な地域づくり発表会が表-3のとおり平均15件であった。

近畿2府5県の7府県に応募を行っていることを踏まえれば、手作り郷土賞は各府県から1件程度の応募、ゆめづくりまちづくり賞と関西元気な地域づくり発表会は府県から2件程度と僅かな応募である。

また、図-1のとおり全国の「まちづくりの推進を図る活動」に係るNPO法人の認定数の推移が内閣府より公開されており、地域づくり団体自体の認定数は増加している。この背景を踏まえれば、応募数も同様に増加して行くことが望ましい。

一方、応募数は少数ではあるものの安定しており、減少傾向とも言えないことから、これまでの周知方法は一定の評価が出来ると言える。

そこで、これまでの周知方法を基本とするが、その内容をさらに改善することで、応募数が増加する手法について検討した。

表-1 手作り郷土賞 応募数

手づくり郷土賞		応募数	平均
第 24 回	平成 21 年度	5	6
第 25 回	平成 22 年度	9	
第 26 回	平成 23 年度	9	
第 27 回	平成 24 年度	3	
第 28 回	平成 25 年度	6	

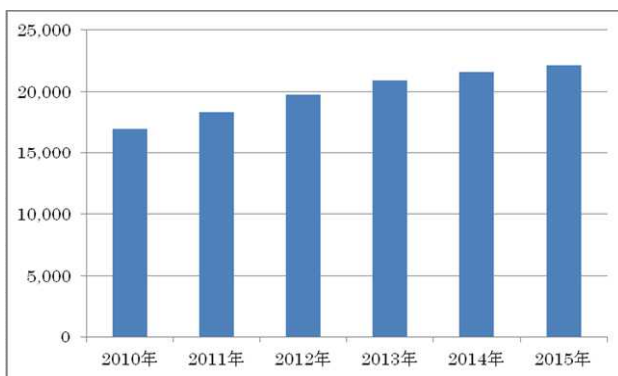
表-2 ゆめづくりまちづくり賞 応募数

ゆめづくりまちづくり賞		応募数	平均
第 2 回	平成 21 年度	18	15
第 3 回	平成 22 年度	16	
第 4 回	平成 23 年度	11	
第 5 回	平成 24 年度	13	
第 6 回	平成 25 年度	16	

表-3 関西元気な地域づくり発表会 応募数

関西元気な地域づくり発表会		応募数	平均
第 5 回	平成 21 年度	18	15
第 6 回	平成 22 年度	13	
第 7 回	平成 23 年度	14	
第 8 回	平成 24 年度	16	
第 9 回	平成 25 年度	16	

図-1 全国の「まちづくりの推進を図る活動」に係る NPO法人の認定数の推移 1)



5. 周知方法の改善点及び優先度について

これまで実施してきた、①マスコミを通して周知、②地方公共団体を通じた周知、③近畿地方整備局の各事務所を通じた周知、④近畿地方整備局が周知、について改善点及び優先度を整理した。

①新聞を通して周知（改善点）

新聞の購読者は多数であるため、掲載されれば周知効果大きい。しかし、掲載の有無はマスコミ各社の裁量に任されるため、継続した周知は困難。そこで、記者発表資料の配布先を現在の府県レベルから市町レベルまで広げ、掲載される確率を向上させる。

②地方公共団体を通じた周知（改善点）及び③近畿地方整備局の各事務所を通じた周知（改善点）

地方公共団体（近畿地方整備局の各事務所）の地域づくり団体の窓口として日常的に接しているため、担当者（近畿地方整備局の各事務所の担当者）を通じて、直接地域づくり団体へ周知することが可能。しかし、チラシやポスターを配布した後は、地方公共団体（近畿地方整備局の各事務所）の裁量に任されるため、積極的に終始する旨を理解して頂いた上での協力が必要。

④近畿地方整備局が周知（改善点）

メールマガジン（スマイル便）を通じて地域づくり団体へ直接周知することが可能。また、第三者を通じて協力を仰ぐ必要がなく近畿地方整備局が単独で実施出来るため、早期の対応が可能。これまで応募されて落選された団体への再挑戦やまだ応募されていない他の表彰等への挑戦など戦略的な応募促進が必要。

以上の整理より、優先順位として、地域づくり団体へ直接周知することが可能なため効果的で、第三者を通じた協力を仰ぐ必要がないことから早期の対応が可能な④が最も高いと判断した。次に、地方公共団体の担当者（近畿地方整備局の各事務所の担当者）の意識が変われば、担当を通じて地域づくり団体へ周知することが可能な②③の優先度が高いと判断し、①は長期的な対応とした。

これらの改善点を踏まえた具体的な対策を次に示す。

6. 改善した周知方法について

①新聞を通して周知（改善後）

各府県の記者クラブに入っているマスコミを確認し、そのマスコミが発行する新聞の配布エリアに入らない市町を整理し、その市町の記者クラブに記者発表させて頂くように調整し、配布先を増やした。

②地方公共団体を通じた周知（改善後）

毎年近畿2府5県4政令市の地方公共団体の担当者に直接お会いして、地域づくり団体を応援する意義を説明するとともに、チラシやポスターを各事務所や関連施設を通じて確実に周知頂くことや、既に連携している地域づくり団体を推薦頂くこと、さらに担当者を通じて市町村の各事務所や関連施設への

周知も積極的に行うこと、を確認する場を設けた。

③近畿地方整備局の各事務所を通じた周知（改善後）

毎年近畿地方整備局の33の事務所の担当者を集めた担当者会議を開催し、地域づくり団体を応援する意義を説明するとともに、チラシやポスターを各事務所や関連施設を通じて確実に周知頂くことや、既に連携している地域づくり団体を推薦を頂くこと、さらに担当者を通じて市町村の各事務所や関連施設への周知も積極的に行うこと、を確認する場を設けた。

④近畿地方整備局が周知（改善後）

メールマガジン（スマイル便）において、地域づくり支援に関する周知を月1回以上、地域づくり団体へ直接配信するとともに、これまで応募頂いたが落選された地域づくり団体へ、再挑戦を進める声かけも並行して行った。

また、既に受賞されたことがある地域づくり団体へも、次へのステップアップとして、まだ応募されていない賞への挑戦を進める声かけも行った。
（例えば、ゆめづくりまちづくり賞を既に受賞された地域づくり団体の方へ手作り郷土賞への挑戦を進めるなど）

改善した周知方法にて周知した応募数を次に示す。

7. 結果と考察

改善した周知方法にて周知した平成26年度と平成27年度の平均の応募数は、手作り郷土賞が表4のとおり平均10件、ゆめづくりまちづくり賞が表5のとおり平均21件、関西元気な地域づくり発表会が表6のとおり平均19件であった。

これまでの応募数と比較すると、手作り郷土賞は6件から10件となり6割増加、ゆめづくりまちづくり賞は15件から21件となり4割増加、関西元気な地域づくり発表会は15件から19件となり3割増加となり、これまでの応募数から大きく増加する結果となった。

また、改善した周知方法における効果を確認するため、平成27年のゆめづくりまちづくり賞に応募のあった30の地域づくり団体を対象に、「どこでゆめづくりまちづくり賞をお知りになったのか」ヒアリングを行ったところ、1位が地方公共団体からの周知（9票）であり、2位がメールマガジン（スマイル便）（8票）との結果となり、目指した効果の確認が出来た。

さらに、平成27年に実施した、2府5県4政令市の地方公共団体の担当者にお会いした際には、「これまでチラシが送付されても、中身をしっかり確認することな

く、チラシ置き場に入れるだけだったが、今年は地域づくり団体の方へ説明し手渡しした」との回答があるなど、担当者の意識の部分でも改善が確認できた。

表4 手作り郷土賞 応募数

手づくり郷土賞		応募数	平均
第29回	平成26年度	7	10
第30回	平成27年度	13	

表5 ゆめづくりまちづくり賞 応募数

ゆめづくりまちづくり賞		応募数	平均
第6回	平成25年度	17	21
第7回	平成26年度	25	

表6 関西元気な地域づくり発表会 応募数

関西元気な地域づくり発表会		応募数	平均
第10回	平成26年度	18	19
第11回	平成27年度	20	

8. 今後について

今後、改善した周知方法に効果が見られたことから、この手法をPDCAサイクルで継続するとともに、長期的な対応とした新聞を通じて周知していく手法を改善していく必要がある。

また、当然のことながら地域づくり支援自体の魅力を向上させる必要がある。例えばこれから頑張ろうとしている計画段階の地域づくり団体を対象に、その構想を評価するシステムなどを検討するのもよい。

さらに、地域づくり団体の交流を推進し、新しいヒラメキなどが生まれる仕組みづくりも必要と考える。

9. 謝辞

地域づくり団体の方々とお会いすることが多かったが、当方が支援する立場にありながら、いつも笑顔とパワーを頂戴した。また、当方の趣旨にご賛同頂き、地域づくり団体を積極的に探して頂いた地方公共団体の皆様には大変お世話になった。ここに記して感謝の気持ちとさせて頂く。

4)異動に伴う対応

当論文は当方が近畿地方整備局企画部企画課（H26.4～H28.3）において担当した業務を基に記載した。

参考文献

1) 内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabets>